

## 平成 26 年度 4 月以降のプロップ K 講座参加費改定と 平成 25 年度回数券の取り扱いについて

日頃からプロップ K 事業にご参加いただき、誠にありがとうございます。  
当団体も活動から満 10 年を経、法人格を取得して 9 年目を迎えました。  
開始当初は体操教室のみでしたのが、法人格取得やゆうゆう館の運営管理業務受託と共に、ダーツや音楽などの講座やご参加者も増加し、社会的責任ある事業者として、地域の活性化を目指してきました。

前回の消費税 5%アップ改定時には本体価格値下げにて対応いたしましたが、この度平成 26 年度 4 月より消費税 8%と定められた事を受け、今回は以下の様に講座参加費の変更をさせていただくことになりました。

大変申し訳ございませんが、ご了承のほど重ねてお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 プロップ K  
理事長 石山恵子

### 平成 26 年 4 月 1 日からの プロップ K 講座参加費 改定料金について

プロップ K の講座参加費を下記の通り改定致します。

#### ◆現金支払いの場合

- ・ 現行 900 円(税込) → 新料金 925 円(税込)
- ・ 現行 525 円(税込) → 新料金 540 円(税込)

#### ◆回数券(1 シート 5 回分 1 枚) の費用

- ・ 現行 900 円用 4250 円 → 新料金 4500 円(125 円お得)
- ・ 現行 525 円用 2600 円 → 新料金 2650 円( 50 円お得)

## 未使用回数券の交換の取り扱いについて

例年 1 月 1 日～12 月 31 日の利用、翌 1 月～3 月期間中に新回数券に交換する事により、年が変わっても切れ目なく回数券を続けてご利用できるようにしてまいりました。

しかし今回の平成 26 年の 4 月の消費税 8%を伴う費用改定に伴い、平成 26 年度分の回数券の交換は、久我山館改修閉館に伴い交換や利用ができない場合にも配慮し、以下の通り期間を定めます。

指定の期間により、回数券新料金への差額の支払いの有無がありますので、回数券の交換はお早目をお願い致します。

### ◆平成 25 年度未使用回数券の交換時期と、差額分支払いの有無について

期間	差額分支払い	差額支払い額など
平成 26 年 3 月 31 日 まで		平成 25 年 12/31 までの旧回数券は 特別に <u>期間延長</u> して 3 月末まで使用可能とします
平成 26 年 3 月 1 日 ～3 月 31 日まで	<u>旧券交換無料</u>	<b>3 月中の交換がお得です!!</b>
平成 26 年 4 月 1 日 ～5 月 31 日まで	<u>旧券交換有料</u>	・旧 900 円用回数券 <u>1 枚につき、差額分 50 円支払い有</u> ・旧 525 円用回数券 <u>1 枚につき、10 円支払い有</u>
平成 26 年 6 月 1 日 以降	<u>旧券使用不可</u>	新料金現金・新料金回数券のみ可

できるだけ平成 26 年 3 月 31 日までに交換して下さい、それ以降は有料になります。

### ◆回数券交換時間

- ・久我山館 : 午前 9 時～午後 8 時(ただし改修工事期間は午後 4 時)
- ・上高井戸館 : 午前 9 時～午後 8 時

### ◆新料金回数券販売は 4 月 1 日より開始いたします。

料金改定では皆様に大変ご迷惑をおかけ致しますが、何分ご理解の上、今後ともプロップK をご支援くださいます様お願い申し上げます。

#### ■お問い合わせ

久我山館 ☎03-3332-2011 上高井戸館 ☎03-3306-0441

NPO 法人プロップK ☎03-3335-6230

E mail : info@prop-k.or.jp HP : <http://www.prop-k.or.jp>

NPO 法人

プロップK